

愛知県自転車活用推進計画（素案） 説明資料

(7月29日) 第1回愛知県自転車活用推進計画検討委員会

- ・ 計画の背景と目的
- ・ **現状と課題** (都市環境、健康、観光、安全)
- ・ **計画目標と施策の方向性**



(本日) 第2回愛知県自転車活用推進計画検討委員会

- ・ 第1回委員会の意見と対応 (案)
- ・ **施策の具体的な措置**



(11月頃) パブリックコメント (予定)



検討委員会委員への最終確認※

※パブリックコメント後、大幅な修正が必要となった場合には第3回委員会を開催します。

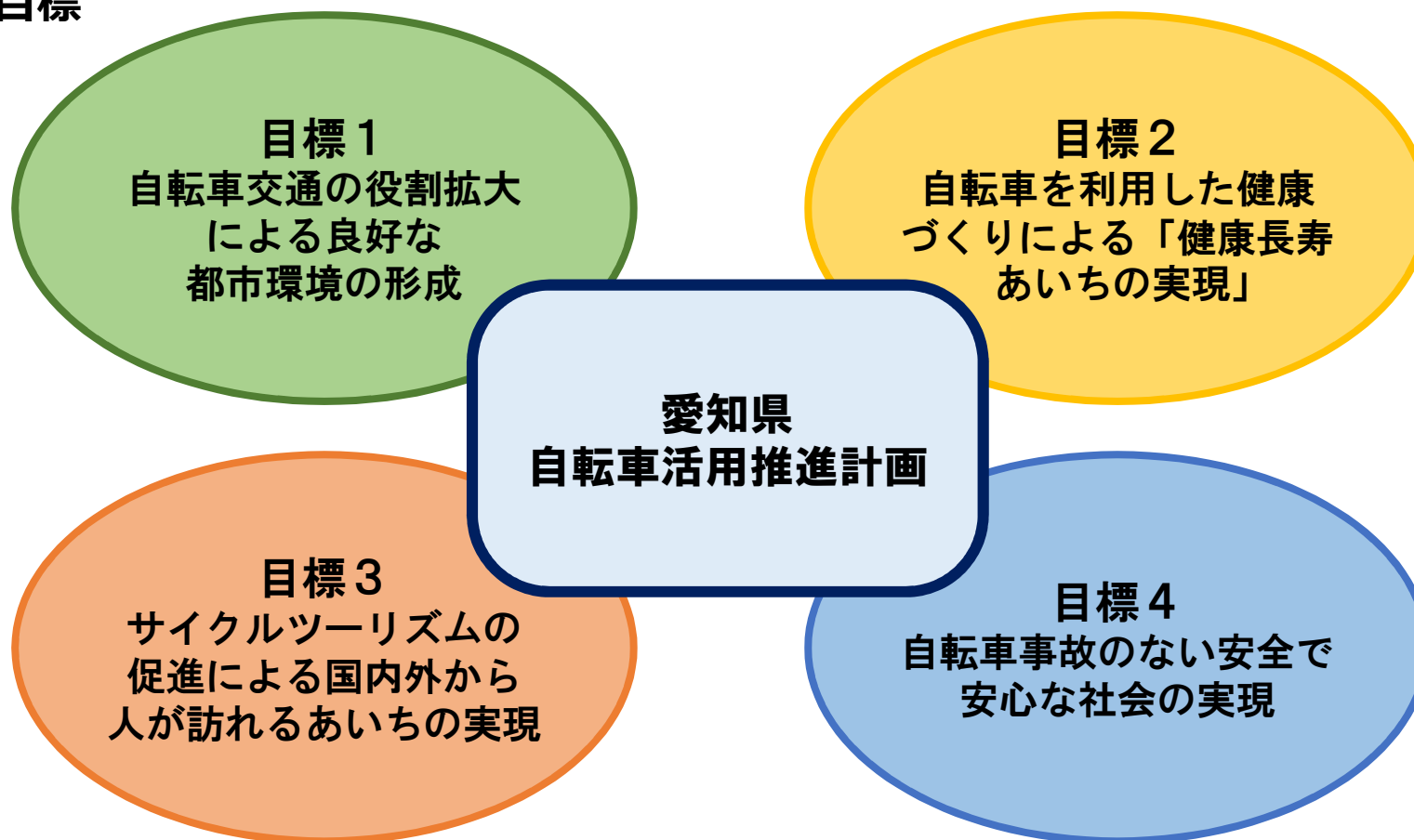


計画策定、公表

■ 基本理念

元気と暮らしやすさを育む
安全で快適な自転車利用の推進

■ 計画目標





4つの計画目標を踏まえた16の施策を定め、その施策実現のため、各施策の下に計画期間中に講ずる54の具体的な措置を定める。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成		
施策1	自転車通行空間の計画的な整備の促進	<7措置>
施策2	環境にやさしい交通手段としての自転車の利用促進	<1措置>
施策3	違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保	<4措置>
施策4	シェアサイクル等の普及促進	<5措置>
施策5	地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進	<2措置>
施策6	生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備	<3措置>
目標2 自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿社会あいちの実現」		
施策7	サイクルスポーツ振興の推進	<1措置>
施策8	自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進	<2措置>
施策9	自転車通勤の促進	<1措置>
目標3 サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現		
施策10	国際的なサイクリング大会等の推進	<1措置>
施策11	世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出	<6措置>
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現		
施策12	自転車の点検整備の促進等	<4措置>
施策13	自転車の安全利用の促進	<12措置>
施策14	学校における交通安全教育の推進	<3措置>
施策15	【再掲】自転車通行空間の計画的な整備の促進	<3措置（再掲）>
施策16	災害時における自転車活用の推進	<2措置>

計画目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策 1 自転車通行空間の計画的な整備の促進

県内市町村における自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

措置①	県内市町村に対し、本計画の周知や必要な調整、定期的な説明会等を実施し、市町村自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を積極的に技術支援することで、連続的な自転車通行空間の形成に取り組む。 (実績値：5市町村→目標値：21市町村/2022年) 
措置②	県内市町村の自転車ネットワーク計画において定められた路線を中心に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車通行空間の整備を推進。 
措置③	各市町村の自転車ネットワーク路線やサイクリングコース等を連結させ、広域的な自転車ネットワークを形成するために、横断的な機関における計画検討を実施する。 (目標：広域的な自転車ネットワーク計画の作成/2022年)
措置④	自転車専用通行帯について、愛知県の「道路構造の技術的基準を定める条例」への位置づけを行い、整備を促進する。
措置⑤	様々な利用者の意見や、他地域、他国の先進事例の調査分析により、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討する。
措置⑥	自転車交通を含め、全ての交通に対して安全と円滑を図るために、信号機、道路標識、道路標示を適切に運用、見直しを行う。
措置⑦	自転車利用者の利便性向上を図るための自転車マップの作成について、優良事例を紹介するなどにより県内市町村に作成を促すとともに、マップを集約し情報発信を行う。

計画目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

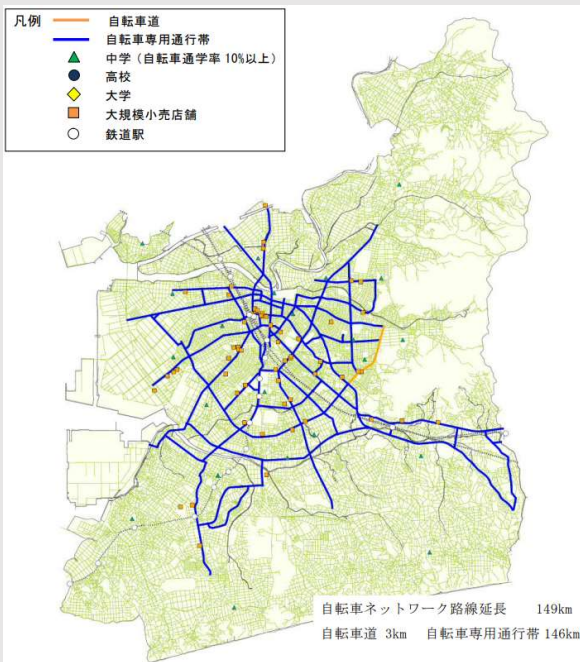
施策 1 自転車通行空間の計画的な整備の促進

措置①

県内市町村に対し、本計画の周知や必要な調整、定期的な説明会等を実施し、市町村自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を積極的に技術支援することで、連続的な自転車通行空間の形成に取り組む。
 (実績値：5市町村→目標値：21市町村/2022年)

■自転車ネットワーク計画事例

豊橋市では、自転車ネットワーク候補路線及び整備形態、道路管理者との協議を踏まえ、149kmの自転車ネットワーク路線を選定している



出典：豊橋市自転車活用推進計画

■自転車ネットワーク計画策定にあたって

- 2022年までに、自転車に関する交通事故が多い市町村を中心に、県と市町村が協働して自転車ネットワーク計画の検討を実施
- 多くの市町村が計画策定を出来るよう、県は積極的な支援を行う
- 計画検討に際しては、自転車は車道の原則に立ち、自転車の通行空間を検討
- 各市町村の自転車ネットワークの形成に合わせて、横断的な機関において都市間のネットワーク形成に向けた検討を実施

計画目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策 1 自転車通行空間の計画的な整備の促進

措置② 県内市町村の自転車ネットワーク計画において定められた路線を中心に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車通行空間の整備を推進。

整備形態	【整備イメージ】
自転車道	<p>緑石線等</p> <p>歩道 自転車道</p>
自転車専用通行帯	<p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>ピクトグラム等を設置</p> <p>【路肩・停車帯内の対策】</p> <p>【車線内の対策】</p> <p>※矢羽模型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>【車線内の対策】</p> <p>歩道 車道</p>

自動車の速度が速い路線での整備形態

自動車の速度が速くない路線での整備形態

幅員が確保出来ない場合の暫定形態

いずれも自転車は車道通行を原則

計画目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策 2 環境にやさしい交通手段としての自転車の利用促進

環境負荷の小さな交通手段である自転車の利用を促す広報啓発を実施する。

措置①

クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ（エコモビ）」を推進する運動の一環として、自転車の利用促進に関する広報啓発を行う。

■エコモビリティライフとは
環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルです。



計画目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策3 違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

自転車通行空間上の違法駐車取り締まりの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。

措置①	自転車通行空間の整備等に際し、必要に応じて荷さばきルールの策定促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等の取組を検討する。
措置②	自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止規制の実施を検討する。
措置③	悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。
措置④	駐車監視員を活用した、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進。

措置②：自転車専用通行帯の
駐車禁止の規制事例
【出典：国土交通省、警察庁】



計画目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策4 シェアサイクル等の普及促進

シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクル等の普及を促進する。

措置①	シェアサイクルの普及に取り組む市町村や交通事業者を支援するため、必要に応じて助言等を行う。
措置②	サイクルポート設置の促進を図るため、路上等の公共用地へのサイクルポートの設置について、必要に応じて検討・調整を行う。
措置③	公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。
措置④	自転車駐車等に関する実態調査を実施し、シェアサイクルの実態を把握するとともに、調査結果を公表する。
措置⑤	定例的に開催している事業者との意見交換の場等において、サイクルトレインやサイクルバス等の導入について働きかけを行う。

措置①：
シェアサイクルの事例
(岡崎市サイクルシェア実証実験)



出典：一般社団法人岡崎市観光協会HP

措置③：
サイクルポート近くの自転車通行空間の整備事例
(北海道札幌市)



計画目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策5 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進

県内市町村との連携により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進する。

措置①	自転車駐車等に関する実態調査を実施し、駅周辺の駐輪場の設置状況や放置自転車の実態を把握するとともに、調査結果を公表する。
措置②	県内市町村の自転車活用推進計画の策定に際しては、駐輪場の質を含めた地域の駐輪ニーズを把握し、必要に応じて整備等を検討するよう促す。

施策6 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

措置①	県内市町村の推進計画に自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等を位置づけるに当たっては、都市計画や立地適正化計画など、まちづくり計画との整合を図るよう促す。
措置②	歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、自動車の速度抑制や通過交通の流入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施する。
措置③	無電柱化の推進を図り、無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保を検討する。

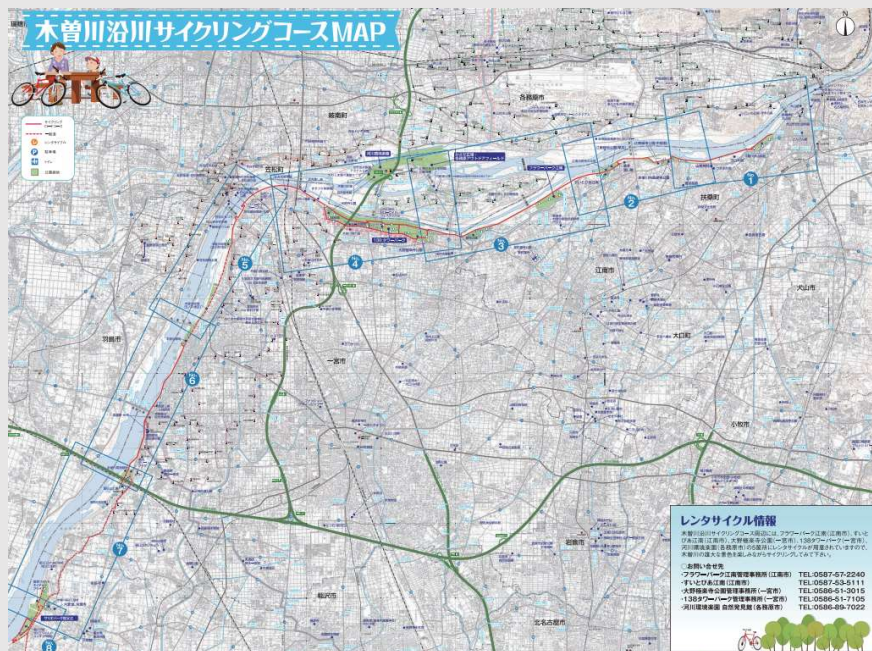
計画目標2 自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿社会あいちの実現」

施策7 サイクルスポーツ振興の推進

公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。

措置① サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、関係者に協力を要請することにより、公園内におけるサイクリングロード等の活用や、公道等の一時的な交通規制による練習環境の創出等を促進する。

■木曽川サイクリングロード コース例



計画目標2 自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿社会あいちの実現」

施策8 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進することにより、運動習慣者の増加を図り、県民の健康寿命の延伸につなげる。

措置①	運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進。
措置②	サイクルツーリズムを推進する地方自治体・企業等に対し、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入を働きかけるとともに、広報活動の実施を検討する。

施策9 自転車通勤の促進

広報啓発により、自転車通勤等を促進する。

措置①	クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ（エコモビ）」を推進する運動の一環として、自転車利用促進のための広報啓発を行う。
-----	---

計画目標3 サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現

施策10 国際的なサイクリング大会等の推進

関係者が連携して、2026年に開催する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）において、自転車競技を実施し、サイクルスポーツの普及・振興を図る。

措置① 2026年に開催する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）において、自転車競技を実施する。

措置①：第20回アジア競技大会
（2026/愛知・名古屋）
協議会場マップ（仮決定会場案）
【2019年8月時点】





競技会場マップ（仮決定会場案）



計画目標3 サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現

施策11 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出

官民が連携した走行環境の整備や、サイクリストの受入環境の整備等により、世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

措置①	先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、サイクリストの受入環境整備、魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、広く利用されるサイクリングロードを整備を図る。 
措置②	太平洋岸自転車道について、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、路線全体を繋ぐ整備を行うとともに、他のモデルルートに先行した取り組みを実施し、世界に誇るサイクリング環境の創出を図ることにより、ナショナルサイクルルートへの指定とサイクリストの受け入れ拡大を目指す。 （目標：太平洋岸自転車道のナショナルサイクルルート指定） 
措置③	大規模自転車道を始めとした広域的なサイクリングロードの整備を推進し、併せてサイクリングロードの安全性や走行環境を向上させるために、様々な機関との協議を促進する。
措置④	モデルルート等へサイクリストを誘致するため、必要に応じ鉄道事業者やバス事業者、船舶事業者への要請を行う。
措置⑤	関係者に対して協力を要請することにより、道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港におけるサイクリストの受入サービスの充実を図る。また、訪日外国人を考慮した分かりやすい案内、ルール周知等の受入環境整備についても検討する。
措置⑥	観光利用の周遊が促進されるよう、関係者に協力を要請することにより、地域固有の文化、自然その他の特性を活かしたサイクリングルートの実現を図る。

計画目標3 サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現

施策11 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出

措置①

先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、サイクリストの受入環境整備、魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、広く利用されるサイクリングロードを整備を図る。

措置①：モデルルートによる取組みの考え方

■モデルルート

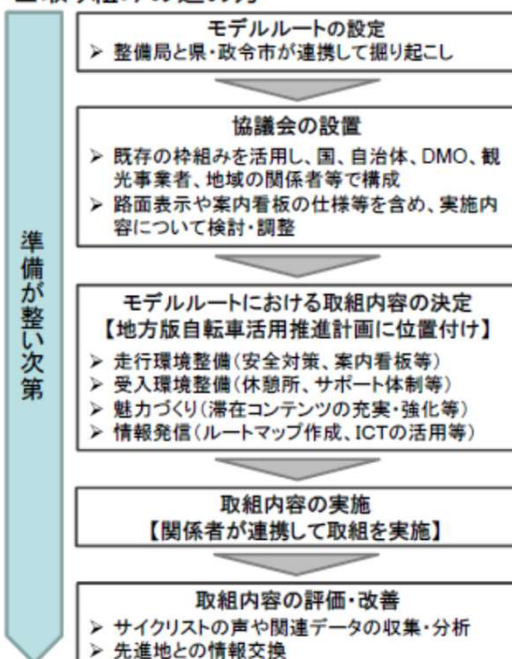
愛知県内では現時点で太平洋岸自転車道がモデルルートに設定済み。

モデルルートによる取組みの考え方



○先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、走行環境整備、受入環境整備、魅力づくり、情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る。

■取組みの進め方



■モデルルート設定の考え方

- 複数の市町村に跨がる等、広域的なルートであるか
- サイクリストを惹きつける魅力や、価値創造の素地があるか
- サイクリストの支援に向けて、地域の関係者の協力が得られるか

■サイクリング環境向上策の例

- ・トイレ/給水
- ・入浴やシャワー施設
- ・おしぼりの提供
- ・観光パンフレットやサイクリングマップの設置

- ・サイクルスタンド
- ・メンテナンススペース
- ・工具/空気入れの貸出
- ・レンタサイクル
- ・ロッカー（一時荷物預り）

<路面表示>

<案内看板>

<道の駅のサイクリング拠点化>

- ・日除けのある屋外の休憩スペース
- ・長時間利用可能な駐車スペース

（サイクルトレイン・サイクルバスを含めたアクセス方法、コース難易度、レスキューサービス、ガイドツアー、交通ルール等、サイクリストの視点に立った情報発信（多言語対応））

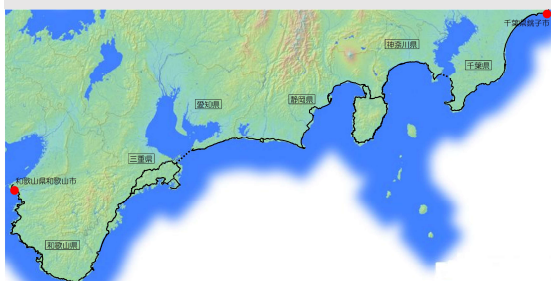
計画目標3 サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現

施策11 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出

措置②

太平洋岸自転車道について、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、路線全体を繋ぐ整備を行うとともに、他のモデルルートに先行した取り組みを実施し、世界に誇るサイクリング環境の創出を図ることにより、ナショナルサイクルルートへの指定とサイクリストの受け入れ拡大を目指す。
(目標：太平洋岸自転車道のナショナルサイクルルート指定)

■ 太平洋岸自転車道



太平洋岸自転車道ルート (2019年3月時点)
千葉県～和歌山県の約1400km



受け入れ環境整備事例
サイクルラックの設置

太平洋岸自転車道の取組

○太平洋岸自転車道について、関係する県や市と連携して以下のような取組を進めています。

- ・走行環境整備：統一ロゴを入れた案内看板、路面表示の設置
- ・受入環境整備：サイクリストの休憩施設となる主要地点の整備や多様な交通手段に対応したゲートウェイの整備による利用者の快適で安心な利用のサポート体制の構築
- ・情報発信強化：ホームページ、サイクリングマップの作成

主要地点間の距離：概ね20km

主要地点における案内

主要地点への案内看板

分岐部における案内

案内看板 (分岐部)

路面表示 (矢羽根、誘導サイン)

単路・直進部における案内

案内看板 (距離・直進部)

路面表示 (矢羽根、ロゴ)

急カーブにおける案内

路面表示 (矢羽根)

矢羽根を密に設置

計画目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策12 自転車の点検整備の促進等

安全で安心な自転車利用環境の実現に向け、自転車の点検整備の広報啓発等を推進する。

措置①	交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。
措置②	自転車・二輪安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。
措置③	自転車損害賠償保険等への加入促進と、自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマーク（賠償責任保険等付）などの各種制度の周知を図る。
措置④	自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合は見直しを検討する。

■ 自転車安全整備制度（TSマーク）

TSマーク種類 マーク	青色TSマーク	赤色TSマーク
		
傷害補償	○入院15日以上(一律) 1万円 ○死亡・重度後遺障害/ 1~4級(一律) 30万円	○入院15日以上(一律) 10万円 ○死亡・重度後遺障害/ 1~4級(一律) 100万円
賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害/1~7級 限度額1,000万円	○死亡・重度後遺障害/1~7級 限度額1億円
被害者見舞金		○入院15日以上(一律) 10万円

計画目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策13 自転車の安全利用の促進

県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

措置①	自転車利用者に対して交通ルールの周知を図り、自転車は車両であることの意識を徹底させる。自転車乗用中の交通事故防止や安全利用を促進するため、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行、歩道通行時におけるルール等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図る。
措置②	自転車の安全利用について、県民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター貼付等、広報啓発に努める。また、あわせて自動車の運転者に対しても自転車の事故防止に関する広報啓発に努める。
措置③	交通事故発生時の被害軽減効果が高い自転車乗車用ヘルメットについて、高校生を含む、児童、生徒その他全ての自転車利用者に対し、その着用の促進に向けた取組を行う。
措置④	県内の自治体に対し、自転車乗車用ヘルメット着用の促進等を盛り込んだ実効性のある条例の制定に向けた働き掛けを実施する。
措置⑤	一定の危険行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の運用を行う。
措置⑥	交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を実施し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。



計画目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策13 自転車の安全利用の促進

県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

措置⑦	自転車イベント等において、シミュレーター等を活用した高齢者向けの交通安全教育を実施する。
措置⑧	自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民へ広報啓発を実施する。
措置⑨	自転車の交通ルール遵守について、県・市町村の所属職員に対して自転車通行ルールの遵守を徹底する。
措置⑩	自動車教習所において、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行し、自転車への注意喚起を促すなどの教育を実施するほか、各種運転者教育やドライバーを対象とした交通安全啓発の機会において自動車の運転者の立場から、自転車の保護についての啓発を実施する。
措置⑪	自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定する。当該地区を中心に、自転車の通行実態を踏まえ、自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した啓発活動を推進する。また、自転車による交通違反に対しては積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対しては検挙措置を講ずる。
措置⑫	リヤカーを牽引する自転車やタンDEM自転車等、普通自転車に該当しないものに対して、歩道通行が認められていない等の交通ルールの周知を図るとともに、悪質・危険な交通違反に対して取締りを実施する。


計画目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策 1 3 自転車の安全利用の促進


措置①

自転車利用者に対して交通ルールの周知を図り、自転車は車両であることの意識を徹底させる。自転車乗用中の交通事故防止や安全利用を促進するため、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行、歩道通行時におけるルール等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図る。




■自転車利用安全五則




自転車安全利用五則



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



愛知県警察

出典：愛知県警察

計画目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策 1 4 学校における交通安全教育の推進

自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教育の開催等を推進する。

措置①	国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう、外部講師も活用するなどして交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識を推進していく。
措置②	交通安全教室等が充実するよう、教職員等に対する講習会を実施する。
措置③	教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施する。安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施する。

計画目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策15 自転車通行空間の計画的な整備の促進

安全で安心な自転車利用環境の実現に向け、自転車通行空間の整備を促進していくとともに、自転車の利便性向上を図る各種取組について検討していく。

措置①	【再掲】県内市町村の自転車ネットワーク計画等において定められた路線を中心に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車通行空間の整備を推進。
措置②	【再掲】自転車交通を含め、全ての交通に対して安全と円滑を図るために、信号機、道路標識道路標示を適切に運用、見直しを行う。
措置③	【再掲】自転車利用者の利便性向上を図るための自転車マップの作成について、優良事例を紹介するなどにより県内市町村に作成を促すとともに、マップを集約し情報発信を行う。

施策16 災害時における自転車活用の推進

危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

措置①	国による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検討結果を踏まえ、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用について検討する。
措置②	災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、各庁舎等への自転車の配備を検討し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化。

■ 計画の推進体制、フォローアップ

本計画に定めた目標を達成するためには、県の関係部署、関連団体がそれぞれ役割を担い、連携して施策の推進を図る必要がある。本計画に関連する施策は多岐にわたることから、「(仮称)愛知県自転車活用推進計画に係る連絡調整会議」を設置する。

**(仮称) 愛知県
自転車活用推進計画
に係る連絡調整会議**

(県の関係各課長により構成)

- 推進状況の共有
- 市町村等の取組み支援

【毎年度の取組み】
各施策の進捗状況等に関する
フォローアップを実施
⇒結果公表

■ 計画の見直し

【2022年、計画期末】

施策実施に関する評価・計画見直しの実施

【国の推進計画が更新された場合】

必要に応じて、計画の見直し

計画期間内に新たに設定されたモデルルートや新たに策定された市町村自転車活用推進計画、または自転車ネットワーク計画のネットワークを表示した地図については、随時この付図資料に追加し、公表することとする。